

平成 25 年(2013 年) 8 月 29 日  
子ども・子育て支援審議会資料  
こども部子育て支援室

## 子ども・子育て支援審議会について

### 1 背景

子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が、平成 24 年(2012 年) 8 月に成立しました。

市町村は、基本指針に即して 5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることになり、審議会その他の合議制の機関を置くよう要請されました。

### 2 審議会の設置

子ども・子育て支援法では、審議会を設置した場合、市町村は、次の(1)～(3)の事務を処理する際に審議会の意見を聴かなければならないと規定しています。

さらに、審議会は、計画が策定された後、(4)の事務を処理することになります。

本市では、本年 3 月議会に吹田市子ども・子育て支援審議会条例を提案し、同議会で可決され、6 月に吹田市子ども・子育て支援審議会を設置しました。

- (1) 特定教育・保育施設(※ 1)の利用定員を定めるとき
- (2) 特定地域型保育(※ 2)事業の利用定員を定めるとき
- (3) 市町村は子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき
- (4) 市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

※ 1 教育・保育施設・・・幼稚園、認定こども園、保育所

※ 2 地域型保育・・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育